

平成19年度 第2回名張市地域包括支援センター運営協議会会議録

1. 開催日時 平成19年11月29日(木) 13時30分～15時12分

2. 開催場所 名張市役所 2階 庁議室

3. 出席者

【会長】名賀医師会		矢倉政則
【委員】名張市老人クラブ連合会		竹森富雄
特別養護老人ホーム国津園		世古口 緑
名張市社会福祉協議会		三好洋子
伊賀歯科医師会		中坪哲也
名張市健康づくり保健委員		石本公子
名張市家族介護者「楓の会」		奥本ミチ子
名張市区長会		山野 孟
【事務局】名張市地域包括支援センター	センター長	北森祥子(保健師)
	主査	谷本佳司
	”	中嶋知子(社会福祉士)
	”	松元典子(主任ケアマネジャー)
名張市健康福祉部介護保険室	室長	岩名静枝

欠席

【副会長】名張市民生委員児童委員協議会	石井洋子
医療法人寺田病院	山崎要人

4. 議題

1. 報告事項について

1) 平成19年度地域包括支援センター事業実施状況

介護予防に関する事業

包括的支援事業

総合相談・権利擁護事業

包括的・継続的マネジメント

任意事業

介護給付適正化事業

認知症に関する広報・啓発

介護相談員の派遣

高齢者実態調査

地域介護相談所・まちの保健室の運営

認定調査

介護予防支援事業所の運営

2) 認知症地域支援体制構築事業等推進事業について

2. その他

5. 会議資料

(1) 議題1資料

特定高齢者把握に関する統計・65歳以上の方の介護予防の取り組みに関する流れ

包括的支援事業 総合相談・権利擁護事業

包括的継続的ケアマネジメント支援事業実施状況

任意事業の実施状況

地域介護相談所・まちの保健室の運営

認定調査

介護予防支援事業所の運営

認知症地域支援体制構築等推進事業(案)

(2) 議題2資料

名張市地域密着型サービス事業所指定について(認知症対応型共同生活介護)

6. 議事内容

会長：お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

早速、始めさせていただきます。

事項書に沿いまして、今年度の報告事項をですね、こちらを事務局の方から、順次報告していただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

事務局：それでは、の介護予防に関する事業ということで、資料1をご覧いただきたいと思います。

4月の時も平成18年度の実績をお渡ししたわけですが、健診の方が夏にありまして、現時点での特定高齢者に関する報告をさせていただきたいと思います。

資料の裏面をご覧ください。すでにご存知だと思うんですけども、保健センターで今年度実施しております健診の方から、医師による総合判定で介護になるリスクの高い人を選び出してきて、その方たちを特定高齢者ということで、いろんな介護予防の個別の取り組みをさせていただくことになっております。

昨年度は国が定めた生活機能といいますが、介護の状態になる可能性の高い人を選ぶ基準がかなり厳しかったこともあり、今年度は少し緩和されております。

それでは、元の統計の方に戻っていただきたいと思います。これは、9月末現在の状況ですけども、65歳以上が17,529人、要介護認定者数が9月末で3,051人、65歳以上人口に占める割合の18.6%という状況です。ちなみに、昨年度末には19.7%ということで、若干認定率が下がっております。今年の7月から9月の医療機関での健診の方が65歳以上の方が今年度2,000人受けていただいております。前年度比124人増えております。受診率としては、11.4%となっております。

ます。

先程言いましたように、特定高齢者ということで、要介護状態へのリスクの高い人、その候補者ということで、480人があがっております。この中には要介護認定の方とか、医師の判断で医療優先という方を含んだ数が480人ということになっております。

先程言いましたように、判定基準が緩和されたことで、昨年度が1.5%、今年度が2.7%へと若干増えております。

ということで、特定高齢者決定者、要介護認定の方とか、医師の判断で不可能な方を除いた方が実人数で165人、65歳以上人口に占める割合が0.94%ということです。健診受診者に占める割合は8.25%ということで、若干上がっている数字にはなっておりますけれども、倍にも増えていない状況にあります。ただ、現在10月に集団健診ということで、保健センターと桔梗が丘公民館で行っておりますが、それが含まれておりませんので、その数字を足すと、若干率が上がると思うのですが、我々としては、今年度判定基準が緩和されたので、3倍から4倍くらいに上がってくるかと思ったんですが、予想よりはやや増という形になっております。

特定高齢者事業の参加希望者については、本人さんにお会いしながら、作業を進めているわけなんですけれども、ご本人さんの状況に応じて、運動なり、栄養なり、口腔ということで、社会福祉協議会の方へ委託しております。総合福祉センターの3階におきまして個別の指導をしていただく予定となっております。介護予防の一般的なことは、まちの保健室が主にやっておりますので、その中で説明をさせていただきたいと思っております。

以上、介護予防に関する事業については説明を終わらせていただきます。

事務局：2番の包括的支援事業ということで、総合相談、権利擁護事業ということについてご報告いたします。

平成19年度の相談実績なんですけれども、9月30日の時点で、相談にお越しいただいた方の取りまとめをいたしました。こちらの方に掲げさせていただいている分につきましては、相談記録という形で記録を書いたものをまとめたんですけれども、それ以外に窓口にちょこっとお越しいただいたり、お電話で対応を簡単にさせていただいたものにつきましては含まれておりませんが、総数で228名の方のご相談をいただきました。

主な相談内容としましては、介護保険の利用とか住宅改修などの相談が多かったんですけれども、包括支援センターが出来て徐々に浸透していく中で、その他とか、他問題という内容が上がってきており、相談の経路として、市民相談の所にどこに相談してよいかわからないという形で市民相談の方に相談を持って来られまして、市民相談から包括の方へ回ってくるものが少しずつ増えてきているような状況です。

次に、権利擁護事業につきましては、伊賀地域福祉後見サポートセンターとの定期打合せというのを毎月第2水曜日に行わせていただいております。これは市長申立て、成年後見制度を活用していく上での相談をさせていただいたり、市内在住の方で、サポートセンターに直接相談に行かれている方の受付状況を報告いただいたり、権利擁護の相談の中で受理した相談につきまして、成年後見制度についての専門的な意見をサポートセンターの方からいただいたりという形での打合せを行っております。

それから、成年後見制度の市長申立の件数なんですけれども、現在、裁判所にすでに申立を終えたケースが1件、今、準備中のケースが3件あります。それから、消費者被害に関する対応したケースが2

件ありました。

その内の1件のケースの紹介をさせていただきます。

概要説明（污水管のつまりの修理で高額な費用を請求されたが、契約の解約を行い、他の高齢者や関係機関に事案を周知した事例）

というようなケースを報告させていただきます。総合相談、権利擁護事業につきましての報告は以上です。

事務局：宅数が17箇所ということで、第2回目からは、特養さんやら老健、グループホーム、小規模多機能型のケアマネジャーさんにもお声引き続きまして、包括的継続的ケアマネジメント、資料の3をご覧くださいと思います。

1番目が介護支援専門員の意見交換会ということで、昨年に2回開催し、今年は昨年終わりにケアマネジャーからアンケートをいただきまして、それに基づき開いております。奇数月の第3金曜日に、年に6回開催する予定です。

内容につきましては、まず情報提供をしまして、その後に情報提供に関しての意見交換をグループに分かれて行っていただき、また日々の業務について感じていることなどの情報交換も合わせて行っています。1回目は居宅のケアマネさんだけだったんですけども、名張市で58名いらっしゃるんですけども、居掛けをしております。事業所が32箇所、ケアマネジャー72、3名おりますので、各事業所宛なんですけど、全員にお声を掛けしております。これは、意見交換会ということで、本来はケアマネジャーさん同士でネットワークをつくってもらおうということで、ケアマネが運営していくことが本来ではあるんですけど、今のところはこちらの方でさせていただいております。

2番目は介護支援専門員研修会ということで、これは交流会ということよりも、ケアマネジャーのモチベーションをアップしていくということで、今年は5回の研修会を予定しております。これも第2回目から全施設対象の方に案内を差し上げております。事例検討会をメインにしまして、介護予防のプランを作り直す勉強をしたり、講師の方をお呼びしましてご指導いただいております。それと、今回初めてなんですけども、従事して1年未満の介護支援専門員の方も新任研修ということで、サービス担当者会議について勉強させていただきたいと思います。第5回目では県の監査室の方から来ていただくことになっております。

最後に、3番目のケアマネ相談支援ですが、これは個別のケアマネ相談になります。随時、相談は毎日受けておりますが、6月から定期的に時間を設けまして、午後から開催しています。月に1回なんですけど、件数につきましては記載の通りです。

包括的支援ということで色々なケースに関わらせていただいて、まだまだ勉強させていただくことも多々あるんですけど、1つの事例として出させていただきましたので説明させていただきます。

概要説明（医療と地域包括支援センターとの連携により身体状態等改善した事例）

以上です。ありがとうございました。

事務局：任意事業の実施状況について説明をさせていただきます。

4項目ありまして、1つ目が介護給付適正化事業ですが、介護保険との共同事業ということで、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが主に担当してございまして、7月からケアプランチェックと11月から住宅改修の実態調査をさせていただき、具体的に言うと適正な給付が行われているかどうかと

いこの事業を介護保険室と協力しながら、ケアマネジャーの支援ということで取り組んでおります。

2つ目が認知症に関することということで、年明けになります。2月頃、認知症サポーター養成講座を開催する予定になっております。対象者といたしましては、健康づくり保健委員、健康づくり隊等ということで、健康づくり保健委員の担当であります健康支援室と今、調整をしております。

3つ目が介護相談員の派遣ということで、相談員2名を1ヶ月に4施設、半日ずつで2日にわたって派遣をさせていただいております。派遣施設といたしましては、特別養護老人ホームが4施設、老人保健施設が2施設、療養病床が1施設、認知症老人のグループホームが今年度1カ所開設しましたので、現在4ヶ所訪問に行かせていただいております。

それと4つ目の高齢者実態調査の方、民生委員さんが11月末で任期満了なのですが、それに先駆けて9月、10月ということで民生委員さんをお願いをして、実態調査をしております。ほぼ回収は終わっているのですが、今年度中に取りまとめをして、調査の報告の方をさせていただきます。民生委員さんが回っていただいた中で、個別相談、急な対応をしなければならないものについては、後で報告いたしますけれども、まの保健室の方で、相談があったケースについては順次フォローをさせていただいております。

資料の裏面に介護保険室から提供いただいた介護給付適正化事業ということで、8項目上がっておりますが、参考に見ていただけたらと思います。地域包括として、一緒に共同でしているのは、で、ケアプランチェックと住宅改修実態調査の方を協力してさせていただいております。任意事業の報告は以上です。

事務局：つづきまして、地域介護相談所とまの保健室の運営につづきまして、まず、地域介護相談所の運営状況について報告いたします。

地域介護相談所ですけれども、家族介護教室の方を実施しております。実施状況として11月23日までに報告いただいた分を掲載させていただいております。それから、相談状況といたしまして、4月から9月分の実績報告を取りまとめさせていただきました。専門相談支援ということで119件、実態把握状況として、初期相談支援が269件、専門相談として46件、住宅改修理由書作成支援が22件の対応をさせていただいております。

事務局：つづきまして、まの保健室ということで、裏面をめくっていただきたいと思っております。

昨年1年間の実績を報告させていただいたのですが、今年の4月から10月末までの分ということで、今7カ所のまの保健室で行っている状況をまとめさせていただきました。

1つが来所件数ということで、まの保健室、市民センターあるいは公民館の中に設置しているということで、健康福祉相談の方が4月から10月の7ヶ月間で896件ということになっております。電話相談といたしましては、健康福祉相談ということで1361件という状況です。やはり、来所の方が、市民センターなり公民館ですので来易くて、4月から件数が徐々に伸びている状況が見えていただけかと思っております。

家庭訪問の方なんですけれども、先程もいいました、旧在宅介護支援センターから引き継いだケース、民生委員さんから実態調査で依頼があったケース、あるいは、本人、家族からの依頼ということで、家庭訪問の延べ件数が7ヶ月間で1372件ということで、月平均200件程ですので、1つのまの保健室で60から70位行っている状況ですので、結構、稼動量としては上がってきているという風に考

えております。

認定調査の方なのですが、7ヶ月間で466件となっております。4月に件数が少ないのは、4月に採用した職員について、すぐ一人で行けというわけにはいきませんので、少し研修をしながら、認定調査を実施しておりますので、4月、5月、6月は少し少ないのですが、一人で行けるようになった8月からは、大体、月90件から100件位あがってきております。

地域活動ということで、地域の方で高齢者サロンでありますとか、高齢者対象教室ということでやっているもの、母子対象ということで、これは主に民生委員さんが行っていただいています子育てサロンなどの協力ということで行かせていただいております。その他というのは、大きな地域のイベント、健康まつりでありますとか、いろんな高齢者の集いとか大きなイベントということでご理解いただければありがたいと思います。

その高齢者対象教室が延べ128回、母子対象が17回、その他が41回ということで、結構、地域の方へもいろんなことでお声がかかったり、少し後で説明しますけれども、まちの保健室主催でいろんな地域への地区活動に取り組んでいますことをご理解いただければありがたいと思います。

次のページから紙面の関係でかなり縮小しておりますが、一般高齢者施策をまちの保健室主催で行います。今年度から健康支援室、保健センターの保健師とまちの保健室の職員と共同で、いろんな地区の地域の実情に合った一般高齢者の介護予防をしましょうということで、今、現在7カ所のまちの保健室があるのですが、稼動量でありますとか、地域の状況を見てですが、名張、梅が丘、すずらん台、美旗、百合が丘という5ヶ所でまちの保健室主催で一般高齢者施策を展開をしております。

時間の関係でまた後でご覧いただきたいのですが、今回、一般高齢者施策を実施させていただくの何を目にさせていただいたかということ、それぞれの地域の公民館活動、あるいは市民センターでいろんな活動をされていますので、基本的にそれぞれバッチングしない、尚且つ、できましたらこれをきっかけにまちの保健室が地域との連携を図っていきたいということで、まちづくり協議会、区長会、あるいは保健委員さん、民生委員さんとですね、こういう一般高齢者施策をしたいんだけどもどういう形でしましょうかということで、かなり地区の特性を出していただいております。

資料には少し現れてきにくいのですが、例えばすずらん台でありますと、市民センターの職員と相談しましたところ、すずらん台自身が上の方にありますので、交通の便が上の市民センターの方まで上がりにくいということから、まちづくり協議会の区長さんと相談して、民生委員さんを中心にですね、高齢者の行きたいという人であれば、交代で民生委員さんとかまち協の職員さんの方で送迎をしましょうということで、そういう話がまとまりました。

今回、教室をするにあたり、いってみれば、教室をすることをきっかけにして、まちの保健室と地域の中の共同というか、少し関係ができてきたと思っております。ですので、地域地域で特色がありますので、時間があれば説明をさせていただきたいのですが、また、ゆっくりご覧いただけたらと思います。

現在、つつじが丘と桔梗が丘については、企画中的なのですが、つつじが丘も桔梗が丘もそれぞれ地区で公民館活動の中で介護予防といいますか、いろんな健康体操とかヨガとかたくさんのサークルなり、自主活動がありまして、それ以外ということで、今、保健センターの保健師と地域、まちの保健室の担当職員で詰めております。

ということで、まちの保健室は個別の相談支援と一般高齢者の介護予防とをきっかけに地域の中でどう活動していくか取り組みかけているということをご理解いただければと思います。以上です。

事務局：つづきまして、認定調査についてのご報告をいたします。資料6をご覧ください。

平成19年度の要介護認定者数ですけれども、10月以降は予定の数値を上げさせていただいて、19年度全体でおよそ3500件の認定調査を想定させていただいております。

実際、9月30日までの段階で認定調査が終わっている数値なんですけども、社会福祉協議会に委託させていただいている分で719件、包括支援センターの方で、こちらは新規申請を中心にさせていただいているんですけども、463件、市外、住民票を名張市に置かれて、娘さん、息子さんたちのところにお住まいの方の調査ということで、市外に委託させていただいている分が48件、それから、更新申請ということで、まちの保健室の職員にも行ってもらっている分が389件ということで、9月30日現在で1619件の認定調査を終えております。以上です。

事務局：ひきつづきまして、6番の介護予防支援事業所の運営について、資料7で説明させていただきます。

介護予防支援事業所の事業実績につきまして、平成19年4月から9月までの利用につきましての実績です。新規ケースが140件、継続ケースが1573件、合計で1713件の介護予防プランを作らせていただいております。そのうち、委託件数、居宅介護支援事業所の方に委託させていただいている件数なんですけれども、新規ケースが69件、継続ケースが1070件、合計が1139件ということになっております。

次に、介護予防支援事業所の業務につきまして、今まで行ってきた業務の変更をさせていただきたく、この場におきまして、ご意見等いただければと思います。

次のページをめくっていただきまして、資料7の2のところにも文書の方を付けさせていただいておりますけども、7月23日付けで介護予防支援業務の実施に当たり重点化・効率化が可能な事項についてということで、厚生労働省の方から介護予防支援事業の業務について、業務の内容を整理して、簡素化できるところは簡素化して、力を入れるべきところは力をいれてくださいという文書がきました。

これを受けまして、居宅介護支援事業所との業務委託につきましては、単年度契約で最初、契約書の方を作成しておりましたが、それにつきましては、自動更新の契約にしたいというのが1つと、それから、居宅介護支援事業所に業務委託する場合の契約方法について見直しをさせていただきたいということと、個人情報の情報提供につきまして、初回到同意書をいただくんですけども、その同意書に関して、契約が終了するまで認定を更新する時の個人情報の取得については、照会にいただいた同意書を根拠に情報提供していただけるように、同意書の様式を変更させていただきたいと思ひまして、それぞれ資料の7の3、7の4、7の5に様式の方を掲載させていただいております。

資料7の3をご覧ください。4ページですけれども、今までは、利用者の方が介護予防のプランを作って欲しいということで包括に申し出がありましたら、居宅介護支援事業者の方にその業務を委託する場合、契約の方は居宅介護支援事業者と利用者それから包括支援センターの3者で契約の方を行っていたんですけども、契約書の中身を見直しさせていただきまして、直接、包括支援センターと利用者さんとの契約にさせていただきたいと思ひます。

契約の中に認定期間が終了した時には、更新の合意書を取るとということで、更新の度に合意書を取っておりましたが、認定期間が更新されましても、要支援という認定を受けていただいている間は、自動的に契約の方は更新されていくということで、契約をしていきたいと思っております。この新しい契約書につきまして承認を得ましたら、来年の1月から使用していきたいと思っております。以上です。

会長：それでは、今、説明いただきました事業の実施状況について、委員さんの方からご質問等、ご意見ございましたら、お願いしたいと思います。

地域包括支援センターが行っていただいている現状を細かく、なかなか理解いただく機会も少ないことですし、表になかなか出てこない部分でもありますので、細かく説明をしていただきました。

何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。本当に事業としていろいろと充実した形でいろんなものを国として出してきましたから、対応していくというのは大変難しい面があって、大変だろうとは思いますが、今回は報告事項ということだけですので、特にご質問ご意見等、無ければ次に進ませていただこうかと思いますが、よろしいでしょうか。

では、次の認知症地域支援体制構築等推進事業について、お願いします。

事務局：資料ナンバー8の方をご覧いただけますでしょうか。認知症地域支援体制構築等推進事業案ということでお示しをさせていただきました。資料の次をめくっていただき、説明をさせていただきます。

厚生労働省の方から、これから認知症対策が介護の問題の中心を占めるだろうということで、国の方でいろんな認知症対策ということで、いろんな事業の方が出てきております。その横の方にお示ししたんですが、いくつかありまして、認知症介護実践者等養成研修でありますとか、介護研修センターでありますとか医療の問題でありますとか、その中に今回、新たに今年度、認知症支援体制構築等推進事業ということで出てまいりました。

国の方からこういう事業をすればお金を出すということで、別添4というのをご覧いただきたいんですが、この事業は、国の方がお金をつけて、実施主体が都道府県になります。事業内容がいくつかありまして、一つ目は推進会議を実施しなさいと、円滑な事業の推進ということで、2つ目は都道府県が実施主体となり、モデル地域を指定して、地域的に試行して取り組みをしなさいということになっております。

モデル地域の選定をして、その中にコーディネーターを置いたり、あるいは資源マップを作ったり、地域のいろんな支援体制の構築の取り組みをしなさいということで言われております。三重県が実施主体ということで、19年度に手を挙げまして、三重県から各市町にこのようなことをすると打診がありまして、名張市が手を挙げさせていただいて、ほぼ内定をいただいております。

予算的には19年度、20年度ということで事業を実施したいと考えております。これは2ヵ年事業ということで、事業実施をしたいという風に考えております。モデル地域としていろんな取り組みがあるのですが、先程、言いましたように、今、名張で考えているのが、コーディネーターの配置、認知症に対する啓発、いろんなやり方があると思うんですが、その中でマップを作成するということで、それは共通理解を深めるための取り組みをしたいということと、一般市民への周知と子供たちへの認知症への理解の取り組みをしたいと考えております。

そういうことを通じまして、ネットワークづくりをしていきたいということ、サービス事業者の質の向上ということを少し考えております。これらについては19年度と申しましたが、市の方で手を挙げまして、今回12月議会に出す予定ですが、補正で今年度の予算要求をさせていただきます。新年度は予算要求をしている段階ですけども、財源的には、三重県からの委託金ということで、10分の10といわれておりますので、市費負担が無いということで、こういう取り組みを地域包括として、してい

かなければならないので、この財源なり、事業を使ってネットワークを作り上げていきたいと考えております。

現場の専門職、職員では、し難いところもありますので、県立看護大学の地域交流研究センターへ依頼をしております。先日、下打ち合わせもいたしまして、協力できる部分は協力しましょうということで、口頭でお返事をいただいております。

具体的な事業内容については煮詰まっておりますが、実際にするという段階になれば、いろんな方たちに、例えば医師会の先生、歯科医師会の先生、あるいは地域の方々、保健師さんなどにも協力を求めていくと思いますので、このようなことをするということをお知りおきいただきたいことと、また、何かご意見等あれば聴かせていただければと考えております。以上です。

会長：ありがとうございました。

この件に関しまして、何かご意見等ございましたらお願いします。まだ、実態が分からない案件ですが。

事務局：実態は分かりませんが、10分の10お金が下りてくるものです。

会長：100%ということですが、金額的にはどれくらいのものなんですか。

事務局：今年度につきましては、150万程度です。今要求しているのは、5、600百万です。県としては1千万以上もっているそうです。

会長：市町村の何箇所かに割り振られる訳ですね。10箇所あれば10箇所に。

事務局：10箇所もありません。2、3ヶ所位です。

世古口委員：名張市さんでやりたいと、県の方から聞いたことがあります。

事務局：今年度は準備期間という感じです。

三好委員：コーディネーターの配置とありますが、コーディネーターは誰に。

事務局：単年度お願いするのは難しいですので、できれば、包括の職員なり、まちの保健室の職員なりが、実際、まちの保健室の職員はそれに近いことをやっていますので、兼務という形で、財源が確保されるというありがたいお話ですし、何か物をつくるとなると印刷製本とか、少し大きなイベントをしようとするれば経費も結構かかりますので、これを使わせていただいて、認知症に対する取り組みをしていきたいと考えております。

国の要綱にあります開業医の先生方も認知症に対するいろんな研修を受けられて、認定ではないですが、されるということで、受けられた先生方をお願いをさせていただいて、地域で啓発もさせていただいていきたいと思っております。

会 長：平成20年か19年度末までか忘れてしまったんですが、研修が中勢伊賀地区が入ってますので、ここに何人かは講習を受けられて、それで修了したという形で登録する形になろうかと思います。それについては、名張市の方へ報告させていただきます。

話が長くなりますが、認知症に対してですね、精神科とか心療内科とか、そういう方以外の部分で、おそらく研修を受けられるという形のものだろうと思います。

世古口委員：老人の方で認知症介護実践研修というのがあるんですけども。

会 長：施設の方対象。

世古口委員：施設の方ですね。

所管は同じところですよ。厚生労働省。

事務局：そうですね。認知症対策等総合支援事業のいくつかある中に認知症の介護実践養成事業があって、後の方に今年度から一番最後の認知症地域支援体制構築事業が上がっているということになります。

会 長：どの程度実績が上げられるか分からないので、と思うんですけども。

何かございませんか。それでは、最後にまとめて結構ですけども、再度、ご意見等ございましたら。これでご意見等なければ終了させていただきます。皆さんお忙しいところ、お集まりいただきましてどうもありがとうございました。